# 令和7年度第1回 通算第37回

# 函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和7年(2025年)8月25日(月曜日) 午行	後4時
開催場所	函館市役所8階第2会議室	
議題	(2) 制度の運用状況について (報告) (2)	公開) 公開) 公開)
出席委員	繪面 和子 委員,榎本 聡司 委員,三浦 由貴帝 藤森 康澄 委員,干山 毅 委員,堀田 剛史	
欠席委員	都築 典子 委員	
事務局の 出席者の	総務部文書法制課長 野呂 健尚 総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀	
職氏名	総務部文書法制課主任主事 須田 成美	
傍聴者	なし	

## (開会 午後4時00分)

### 事務局

第37回函館市個人情報保護運営審議会を開会します。委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今回の会議は、委員改選後、初めての会議となりますので、会長、副会 長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、本審議会委員の御就任に当たりまして、快く御 承諾をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、今後とも個人情報保護制度の適切な運用のため、引き 続き御協力を賜りますよう、お願いしたいと思いますのでよろしくお願い いたします。

続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。委員任期は2年となりまして、この度令和7年3月1日付けをもって改めまして御委嘱申し上げた次第でございます。なお、本年6月に菅原委員が退任されまして、新たに都築委員に御就任いただいたところでございますので御報告いたします。

それでは、本日出席の委員の皆様を名簿に従って御紹介させていただき ます。

(事務局から委員を紹介)

委員の皆様につきましては、任期が令和9年2月末までとなっておりま すので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題の1、会長および副会長の選出に移らせていただ きます。

函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に会長および副会長 は、委員の互選により定めると規定してございます。選出の方法ですが、 差し支えなければ、委員の皆様の推薦によりまして、決定したいと存じま すが、この方法でよろしいでしょうか。

### (異議なしの声)

御異議がないようですので、会長および副会長の御推薦を受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。

干山委員 事務局 会長には堀田委員、副会長には繪面委員を推薦したいと思います。

ただいま, 干山委員から, 会長には堀田委員, 副会長には繪面委員をと

の御発言がございました。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、会長は堀田委員、副会長には繪面委員に決定させていただきます。それでは、堀田会長、繪面副会長には、恐れ入りますが、会長席、副会長席の方にお移り願います。

(それぞれの席に移動)

それでは、これからの議事運営につきましては、審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となって進めていただくことになりますので、堀田会長、よろしくお願いいたします。

堀田会長

ただいま選出いただいた堀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

繪面副会長

どうぞよろしくお願いいたします。

堀田会長

本日はお忙しい中,委員の皆様におかれましては,個人情報保護運営審議会に御出席いただき,ありがとうございます。ただいま,委員の皆様の御推薦を受け,会長を拝命しました堀田でございます。よろしくお願いいたします。

さて、地方公共団体における個人情報保護制度については、従前は、団体ごとに条例を制定し、それぞれの条例に基づき個人情報を取り扱ってまいりましたが、令和5年4月1日から、改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなり、同法に基づき、個人情報を取り扱うこととなっております。

本審議会は、実施機関からの諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いについて調査審議する役割を担っておりますので、函館市の個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のため、委員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では本日の資料の確認につきまして、事務局からお願いします。

事務局

(資料の確認)

堀田会長

資料は御手元にお揃いでしょうか。

本日の審議会は、審議会規則第3条第3項の規定による定足数、委員の 半数以上を満たしており、成立していますことを御報告申し上げます。

次に、これからの審議の公開・非公開についてお諮りいたしますが、本 日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりま せんので、公開で行うことで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、報告事項である議題の2、制度の運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(事務局から別紙1の資料に基づき説明)

堀田会長

ただいまの,個人情報の収集等届出書および個人情報ファイル簿の件数 の説明に対しまして,各委員から御質問等ございますか。

ないようですので、引き続き運用状況について御説明をお願いします。

事務局

(事務局から別紙2の資料に基づき説明)

堀田会長

ただいまの、令和6年度における目的外利用等の状況についての説明に 対しまして、御質問等ございますか。

繪面副会長

別紙2の外部提供について、記録票数と提供件数という記載がありますが、提供件数が昨年度も記載のあった人数のことで、記録票数が件数という理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。そのとおりです。

堀田会長

ほかにございますか。

外部提供として,選挙管理委員会の選挙課が共同通信社や読売新聞に選挙人名簿抄本中の氏名,住所,生年月日および性別を提供されたということですが,どのような根拠で提供されたものでしょうか。

事務局

詳細まで把握しておりませんが、選挙人名簿につきましては公職選挙法 第28条第3項により閲覧できる性質のものとなっておりますので、それ を根拠としていると思われます。

堀田会長

ほかにございますか。

繪面副会長

外部提供について、令和5年度には環境部環境総務課の項目がありましたが、令和6年度にはありません。これは、令和6年度については外部提供の問い合わせがなかったからという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局

環境部環境総務課につきましては、令和5年度までは個人情報が入った 状態で提供していた情報について、令和6年度からは個人情報を消した件 数などの情報のみの提供となるよう提供先と調整したものと聞いておりま す。

堀田会長

ほかにございますか。

特になければ、引き続き運用状況についての御説明をお願いします。

事務局

(事務局から別紙3の資料に基づき説明)

堀田会長

ただいまの、令和6年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況についての説明に対しまして、御質問ございませんか。また、全体を通しての御質問があればお願いします。

特にございませんので、その他として委員の皆様から何か御意見や質問などございますか。

事務局の方からは何かございますか。

事務局

特にございません。

堀田会長

それでは、本日予定されていた議題は終了したということでよろしいで しょうか。

本日の会議はこれをもちまして終了したいと思います。ありがとうございました。

(閉会 午後4時34分)